農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年11月4日

村上市長 大滝 平正

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

村上・岩船・瀬波地区プラン、山辺里地区プラン、上海府地区プラン 荒川地区プラン、神林地区プラン、舘腰地区プラン、三面地区プラン 高根地区プラン、猿沢地区プラン、塩野町地区プラン、山北地区プラン

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年10月29日

- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 〇 経営体数

法人 32経営体

個人 444経営体

集落営農(任意組織) 10組織

- 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
 - ○村上・岩船・瀬波地区プラン、山辺里地区プラン荒川地区プラン 神林地区プラン、舘腰地区プラン、三面地区プラン、高根地区プラン 猿沢地区プラン、塩野町地区プラン **担い手は十分確保されている。**
 - ○上海府地区プラン、山北地区プラン **担い手がいない。**
- 5. 農地中間管理機構の活用方針
 - 〇農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に 貸し付ける。
 - 〇担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原 則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6. 地域農業の将来のあり方
 - 〇担い手に集積・集約化する。
 - 〇担い手の分散錯圃を解消する。